

○大分県漁港管理条例

昭和三十三年十一月一日

大分県条例第四十二号

大分県漁港管理条例をここに公布する。

大分県漁港管理条例

(目的)

第一条 この条例は、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)の規定に基づき、漁港の維持管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 漁港 法第二条に規定する漁港のうち、県が管理する漁港をいう。
- 二 漁港施設 法第三条に規定する諸施設で漁港の区域内にあるものをいう。
- 三 甲種漁港施設 漁港施設のうち、県が所有し、又は占有する施設をいう。
- 四 乙種漁港施設 前号以外の漁港施設をいう。

(漁港施設の維持運営)

第三条 知事は、甲種漁港施設のうち基本施設、輸送施設(附帯用地及び安全施設を含む。)及び漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の維持運営について、毎年度必要な計画(公害防止に係る計画を含む。)を定めるものとする。

- 2 知事は、乙種漁港施設の所有者又は占有者に対し、当該施設の維持運営に関する資料の提出を求め、又は必要な事項を勧告することができる。

(漁港の保全)

第四条 漁港の区域内の陸域で知事が指定する区域(法第三十九条第一項の公共空地及び甲種漁港施設である土地を除く。)において、工作物の新築若しくは改築、土砂の採取又は土地の掘さくをしようとする者は、知事の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による承認の申請があつた場合において、その申請に係る事項が漁港の保全に著しい支障を及ぼすものでない限り、同項の承認をしなければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、漁港の保全のために必要な最小限度の区域に限つてするものとする。

4 知事は、第一項の規定により同項の区域を指定し、又は廃止しようとするときは、一月前までにこれを告示しなければならない。

(危険物等についての制限)

第五条 爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。）又は衛生上有害と認められるもの（以下「危険物等」という。）を積載した船舶は、知事の指示した場所で行わなければならない。

2 危険物等の荷役をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

3 危険物等の種類は、規則で定める。

(漂流物の除去命令)

第六条 漁港の区域内の水域における漂流物が漁港の利用を阻害するおそれがあるときは、知事は、当該漂流物の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(係留施設における行為の制限)

第七条 甲種漁港施設である係留施設においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 船舶の係留に支障を及ぼすおそれのあるいかだその他の物件を係留すること。
- 二 漁獲物、漁具、漁業用資材又はその他の貨物（以下「漁獲物等」という。）の陸揚又は船積以外の目的のみだりに船舶を横づけすること。
- 三 当該施設の保全に支障を及ぼす程度に漁獲物を積み上げること。

(陸揚輸送等の区域における利用の調整)

第八条 知事は、漁港の区域の一部を陸揚輸送及び出漁準備のための区域として指定することができる。

2 知事は、前項の指定区域内にある甲種漁港施設において、漁獲物等の陸揚又は船積を行う者に対し、陸揚又は船積を行う場所、時刻その他の事項について必要な指示を行うことができる。

3 前項の甲種漁港施設において、漁獲物等の陸揚又は船積を行う船舶は、終了後すみやかに当該施設を清掃の上第一項の指定区域外に移動しなければならない。ただし、知事において移動の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(利用の届出)

第九条 甲種漁港施設（航路及び第十一条第一項の規定により知事が指定する施設を除く。）を当該施設の目的（法第三条各号に区分された漁港施設の目的をいう。）に従い利用しようとする者（第十二条の規定により施設を使用する者を除く。）は、あらかじめ知事に届け出なければならない。この場合において、甲種漁港施設のうち輸送施設及び漁港環境整

備施設については、知事が告示により指定するものに限るものとする。

(占有の許可等)

第十条 甲種漁港施設（水域施設を除く。）を占有し、又は当該施設に定着する工作物を設置（改築及び増築を含む。）し、若しくは除去しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可に当たり必要な条件を付することができる。

3 第一項の規定による占有の期間は、十年を超えることはできない。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

(使用の許可等)

第十一条 甲種漁港施設（法第三十九条第五項の規定により知事が指定する区域内に存する施設に限る。次条において同じ。）のうち知事が告示により指定する施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可に当たり必要な条件を付することができる。

3 第一項の規定による使用の期間は、一年を超えることができない。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

(漁船以外の船舶についての制限)

第十二条 漁船以外の船舶（規則で定めるものを除く。）を漁港の区域（法第三十九条第五項の規定により知事が指定する区域に限る。）内に係留し、又は甲種漁港施設に陸置きしようとする者は、前条第一項の規定により知事が指定する施設を使用しなければならない。

(権利の移転の制限)

第十三条 第十条第一項又は第十一条第一項の許可により生ずる権利は、他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸することはできない。

(使用料等)

第十四条 第九条の規定による届出をした者又は第十条第一項若しくは第十一条第一項の許可を受けた者は、別表第一に掲げる使用料又は占有料（以下「使用料等」という。）を納入しなければならない。ただし、国の機関又は地方公共団体については、この限りでない。

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料等を減免し、又は分納させることができる。

3 既納の使用料等は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 この条例に定めるもののほか、使用料等の徴収方法及び納期に関し必要な事項は、規則

で定める。

(土砂採取料等)

第十五条 漁港の区域内の水域（県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第三十九条第一項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第四十三条第四項に規定する認定計画実施者（法第四十四条第一項に規定する認定計画において法第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）は、別表第二に掲げる土砂採取料又は別表第三に掲げる占用料（以下「土砂採取料等」という。）を納入しなければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、土砂採取料等について準用する。

(入出港届)

第十六条 漁港に入漁した船舶又は漁港を出港しようとする船舶は、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、当該漁港を主たる根拠地とする三十トン未満の船舶又は監視船その他公務に従事する船舶については、この限りでない。

2 知事は、前項ただし書の三十トン未満の船舶について、当該船舶が主たる根拠地とする漁港の出入港状況に関し、必要な報告を徴することができる。

(監督処分)

第十七条 知事は、次の各号の一に該当する者に対しては、許可若しくは承認を取り消し、許可に付した条件を変更し、又は行為の中止、既設工作物の改築（移転及び除去を含む。）、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設の設置若しくは原状の回復等を命ずることができる。

一 第四条第一項、第十条第一項又は第十一条第一項の規定に違反した者

二 第十条第一項又は第十一条第一項の許可に付した条件に違反した者

三 偽りその他不正な手段により第四条第一項の承認又は第十条第一項若しくは第十一条第一項の許可を受けた者

(公益上の必要による許可の取消等及び損失補償)

第十八条 知事は、特定漁港漁場整備事業その他漁港に関する工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、この条例の規定により許可又は承認を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、県は、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(損害賠償)

第十九条 甲種漁港施設を滅失し、又は損傷した者は、直ちに知事に届け出るとともに、知事の指示に従いこれを原状に復し、又は滅失若しくは損傷によつて生じた損害を賠償しなければならない。ただし、滅失又は損傷が自己の責に帰すべき事由によるものでないときは、この限りでない。

(過料)

第二十条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第四条第一項の規定に違反した者
- 二 第五条第一項又は第二項の規定に違反した者
- 三 第六条の規定による知事の命令に従わない者
- 四 第七条、第八条第三項、第十条第一項、第十一条第一項、第十二条、第十三条又は第十六条第一項の規定に違反した者
- 五 第十七条又は第十八条第一項の規定による知事の命令に違反した者

第二十一条 詐欺その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

(過怠金)

第二十二条 知事は、詐欺その他不正の行為により土砂採取料等の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

(補則)

第二十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(昭四三条例四〇・一部改正)

2 市町村が漁港管理者である漁港において、県が施行する工事によつて生じた土地又は工作物で、漁港施設であるものの管理については、当分の間この条例第三条、第四条、第七条、第九条、第十条及び第十四条から第十七条までの規定を準用する。

(昭四三条例四〇・追加、平一二条例一六・平一三条例一九・一部改正)

3 前項の規定により県が管理する漁港施設については、当該漁港の管理者である市町村に

管理を委託することができる。

(昭四三条例四〇・追加)

附 則 (昭和三八年条例第七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭四三年条例第四〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭四八年条例第二〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭四九年条例第一三号)

この条例は、昭四十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭五〇年条例第四〇号)

1 この条例は、昭五十一年二月一日から施行する。

2 この条例施行の際現になされている届出又は許可に係る使用料又は占用料については、昭五十一年三月三十一日まで、なお従前の例による。

附 則 (昭五七年条例第一八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭六一年条例第一〇号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、昭六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭六二年条例第一一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年条例第一三号)

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年条例第二八号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年条例第一二号)

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年条例第三〇号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成七年十月一日から施行する。

附 則 (平成九年条例第一二号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年条例第一六号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大分県漁港管理条例第十四条及び第二十一条の規定は、この条例の施行の際現に法第三十九条第一項の許可を受けている者の土砂採取料等についても適用する。

附 則（平成一二年条例第三五号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年条例第一九号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年条例第二九号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年条例第二四号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年条例第二四号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（令和元年条例第一五号）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十四条第一号及び第三号の改正規定（「第四条第二項」を「第四条第一項」に改める部分に限る。）、第十七条第一号の改正規定並びに別表第一の改正規定（使用料の部の旅客上屋の項を削る部分に限る。） 公布の日

二 別表第一の改正規定（「第十一条」を「第十四条」に改める部分、同表の使用料の部の岸壁の項中「岸壁」の下に「（係留指定施設を除く。）」を加える部分、同項の次に一項を加える部分及び同部の旅客上屋の項を削る部分を除く。）及び別表第二の改正規定（「第十二条」を「第十五条」に改める部分を除く。） 令和元年十月一日

附 則（令和六年条例第二二号）

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一（第十四条関係）

使用料等の 名称	区分			単位	金額	備考
使用料 （係留指定施設を除く。）	岸壁 船	総トン数 五〇トン 未満の船	一二時間 以内の とき	一隻 一回	二〇二円 ¹	<p>¹ 公用船、漁船、救助船及び避難船については、免除する。</p> <p>² 定期船については、上記使用料の額の半額とする。</p>
			一二時間 を超え二 四時間以 内のとき		二六九円 ²	
			二四時間 を超える とき		二六九円に、二四時間を超える一二時間ごとに一三五円を加算した額	
	総トン数 五〇トン 以上の船	一二時間 以内の とき	一トン 一回	四円三銭		
				五円三七銭		
		一二時間 を超え二 四時間以 内のとき	五円三七銭に、二四時間を超える一二時間ごとに二円六九銭を加算した額			
				五円三七銭		
	係留 指定 施設	船長五メートル未 満の船舶	一月 一隻	一、七五〇円 ¹	<p>¹ 公用船、漁船、救助船及び避難船については、免除する。</p> <p>² 定期船については、</p>	
船長五メートル以 上の船舶		二、六〇〇円 ²				

				上記使用料の額の半額とする。
	野積場 漁具干場 各種 漁港施設の敷地	一年 一平方メートル	四八〇円	工作物を設置する目的で使用するときは、上記使用料の額の倍額とする。
	可動橋	一トン一回	二円六四銭	
	道路	一年 一平方メートル	七四〇円	
占用料	電柱（支柱及び支線を含む。）	一年 一本	五四〇円	
	線管類（上空占用を除く。）	一年 一メートル	二一〇円	
	建物その他工作物	一年 一平方メートル	八七〇円	
	その他のもの	一年 一平方メートル	四三〇円	

注

- 1 使用又は占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは、月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは、一月として計算するものとする。
- 2 面積、長さ又は重量の単位未満の数値又は単位未満の端数は、単位の数値に切り上げる。
- 3 料金の総額に十円未満の端数を生じたときは、切り上げる。

別表第二（第十五条関係）

名称	種類	単位	金額	備考
土砂採取料	砂利	一立方メートル	一七二円	
	切込砂利	一立方メートル	一四一円	
	砂	一立方メートル	一三一円	
	土砂	一立方メートル	一二〇円	
	土	一立方メートル	一二〇円	
	泥土	一立方メートル	八二円	
	粘土	一立方メートル	一四七円	
	れき 礫	一立方メートル	九五円	
	栗石	一立方メートル	一七二円	径八センチメートル以上二〇センチメートル未満のもの
	玉石	一個	五六円	径二〇センチメートル以上三五センチメートル未満のもの
	転石	一個	六九円	径三五センチメートル以上六〇センチメートル未満のもの
	野面石	一個	八二円	径六〇センチメートル以上九〇センチメートル未満のもの
		一三二円	径九〇センチメートル以上のもの	

注

- 1 体積の単位未満の数値又は単位未満の端数は、単位の数値に切り上げる。
- 2 一件の土砂採取料が百円未満のものは、百円とする。

別表第三（第十五条関係）

名称	占用目的	単位	金額	備考
占用料	電柱（支柱及び支線を含む。）	一年 一本	七〇〇円	
	鉄塔	一年 一基	九二〇円	
	軌道単線	一年 一メートル	四五〇円	
	管類埋架設	一年 一メートル	九〇円	
	宅地家屋建物	一年 一平方メートル	一四〇円	
	物置場	一年 一平方メートル	一四〇円	
	物干場	一年 一平方メートル	一〇〇円	
	漁業用工作物	一年 一平方メートル	一〇〇円	
	水産養殖場	一年 一アール	一六円	
	温泉鉱泉	一年 一平方メートル	三〇〇円	
	鉱工業用	一年 一平方メートル	一四〇円	
	えん堤 水路 暗きよ	一年 一平方メートル	一二〇円	
	栈橋	一年 一平方メートル	一五〇円	
係留用杭	一年 一本	一三〇円	最大径一メートル未満のもの	

		一九〇円	最大径一メートル以上のもの
係留場（貸ボート）	一年 一平方メートル	七五〇円	
係留場（遊船その他）	一年 一平方メートル	三九〇円	
造船その他作業場	一年 一平方メートル	一四〇円	
浮流木	一年 一平方メートル	一〇〇円	
材料置場	一年 一平方メートル	一一〇円	
広告板	一年 一枚	一、七〇〇円	二平方メートル未満のもの
		二、三七〇円	二平方メートル以上のもの
広告塔	一年 一基	六、二四〇円	最大径〇・六メートル未満かつ高さ三メートル未満のもの
		一五、五三〇円	最大径一・五メートル未満かつ高さ五メートル未満のもの（最大径〇・六メートル未満かつ高さ三メートル未満のものを除く。）
		三〇、九五〇円	最大径一・五メートル以上又は高さ五メートル以上のもの
その他の工作物	一年 一平方メートル	一七〇円	

注

- 1 占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、一月未満の端数があるときは、一月として計算するものとする。
- 2 長さ又は面積の単位未満の数値又は単位未満の端数は、単位の数値に切り上げる。
- 3 一件の占用料が百円未満のものは、百円とする。